

モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験

応募に関する留意事項（案）

[留意事項1] 応募主体

- 応募主体は、公益法人、営利法人、特定非営利活動法人等の法人となります。なお、応募要領に記したように、1企業や1事業所等による「単独申請」、複数の事業所等から構成されるプロジェクトチームによる「複合申請」でもかまいません。
- ただし、上記法人は、下記条件を満たす必要があります。
 - ・ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人または被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。
 - ・ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ・ 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）」に基づく指名停止を応募時点において受けていない者であること。
- なお、地方公共団体は、予算の性質上、本社会実験を受託することはできないため応募者になれませんが、プロジェクトチームの構成員になることや、地方公共団体が出資する法人や所管する公益法人等が応募者となることは可能です。

[留意事項2] 支援内容

[支援対象]

- 環境省が本公募で支援する対象は、社会実験に係わる全ての内容（実験の機器・機材の調達準備費や管理運用費、調査費等）とし、予算の範囲内で全額国費負担（提案団体の負担なし）を行います。（ただし、上限の目安は1実験当たり2,000万円程度）
- ただし、恒久的な施設整備や機器・機材の購入（財産となるもの）等のいわゆるハード整備は、対象外となります。

（例えば、通勤バスの運行実験の場合、「バス停の整備」や「通勤バスの購入」は「対象外」、
「バス停の仮設整備」や「通勤バスの運行委託」は「対象」となります）

- 提案された社会実験の実施に係わる内容（費目）のうち、既に発注済みのもの、実験実施主体の選定結果よりも先に別途補助金・委託費等が支給されている場合は、当該支援の対象外となります。
- なお、予算の都合上、支援する社会実験の期間・規模等の調整をさせていただく場合があります。

〔委託料の支払い方法等〕

- 支援金額は、調査費等として委託契約を行いますので、委託料の支払いは、社会実験終了後となります。

〔その他の支援等〕

- 委託料の他に、社会実験の実施に際し、実施主体が実施するモビリティ・マネジメントに係わる以下の補助的な支援を行います。
 - ・ 各種実態調査へのアドバイス
 - ・ 地域通勤状況カルテの作成に向けたアドバイス
 - ・ 従業員への情報提供、TFPアンケート作成等の補助（クルマの使い方を考えるプログラムやTFPアンケート雛形等の提供）
 - ・ エコ通勤計画の策定補助 等

〔留意事項3〕社会実験の応募・実施

〔実験内容〕

- 公募する社会実験の内容は、エコ通勤に関連する施策で、今後、事業の拡大や施策の展開が見込まれるものとしします。（別添-2の募集する実験イメージを参照）
- 応募された社会実験の内容等について、応募主体（応募窓口）に対して電話等による問い合わせを行う場合があります。

〔提出方法・書類等〕

- 応募書類の提出先は、応募要領の記載した「担当部署（受付窓口）」に郵送にてお願いいたします。なお、郵送される封筒等には「応募書類在中」と記載して下さい。
- 提出書類は、様式-1から様式-5の「応募書類」の紙ベースのものを「正1部」「副2部」の計3部及びその応募書類を電子化（word化）した「電子媒体（CD=R）1部」となります。
- なお、事前募集に応募した場合は、公募要領に定める応募書類の一部の提出が省略できますが、実験計画等に変更がある場合や選定の参考となる関連資料がある場合には、

「応募書類」の変更版（一式または一部）もしくは追加資料を「応募申請書類」に同封してください。

〔実験実施〕

- 実験実施期間は、平成 21 年 6 月から平成 22 年 2 月末までの間で必要な期間行うものとし、その期間内に効果把握調査を行い、平成 22 年 2 月末頃には実験結果の報告が必要となります。
- 支援した予算の繰り越しはできませんので、実験内容及び効果測定は予定された平成 21 年度内に実施してください。なお、実験内容に大幅な変更が生じる場合は、速やかに委託者となる環境省（水・大気環境局）にご相談下さい。
- 社会実験の際、選定された効果を把握するために「実験前後の通勤手段転換」のアンケート調査等を必ず実施して頂きます。

〔留意事項 4〕 実験結果等の公開

- 社会実験の内容や結果は、調査委託の成果としてホームページ等で公表されます。